

4.4 中国

中国の木材合法性に係る関連情報について、既往情報として、林野庁による補助・委託により、一般社団法人全国木材組合連合会が作成した直近数年間の各種事業報告書¹に、以下の項目を含む詳細内容が記述・公開されている。

- 中国国内の森林、林業、および木材産業の現況（地域別・品目別）
- 中国による木材・木材製品の輸出入の現況（品目別・相手先国別）
- 中国政府による違法伐採対策の概況（推進体制、政府調達、国際協力等）
- 中国国内における各種森林認証制度の発展と中国政府による支援の概況
- 民間産業組織による独自の違法伐採対策の概況
- 現地の木材取扱事業者によるサプライチェーン管理のケーススタディ²

したがって、中国の国産材および輸入材の、それぞれ地域別・相手先国別の流通状況の傾向等を、品目別に把握する上では、まずそちらを参照されたい。

本章においては、それら各種流通や利害関係者による取組を形成する原則となる、木材・木材製品の合法性に係る関連法令および必要書類等について、体系的に整理することを目的として記述することとする。

調査方法として、NGO・NEPCon によるリスクレポート³の文献調査を基に、現地当局および関連業界団体に聴取調査を実施することで、事実関係の裏付けや詳細の確認、その他リスク情報等の収集を図った。

なお、アジア・アフリカ等の、腐敗認識指数等により比較的高リスクとされる第三国から中国が輸入する木材の合法性リスクについては、国内外の様々な研究機関や NGO が各種レポート⁴を公表しており、詳細についてはそちらも併せて参照されたい。

4.4.1 木材等の生産及び流通の状況

各種林政改革等の影響により、中国税関統計によれば、木材の国内生産量が 2008 年以降は約 8,000 万立米でほぼ横ばいに推移している。

一方で、その間に内需拡大により、輸入量が急速な勢いで倍増したことで、貿易量収支は輸入超過状態にある。ロシアや東南アジア、オセアニアの島嶼国やアフリカの開発

¹ 一般社団法人全国木材組合連合会（2017）「中国における木材、木材製品の合法証明の確立に関する動向調査報告書」（平成 28 年度林野庁委託事業・違法伐採対策取組強化事業）（https://www.goho-wood.jp/jigyoku/h28/doc/h28report_china1_jp.pdf）及び一般社団法人全国木材組合連合会（2015）「中国における木材の合法性証明現状調査報告書」（平成 26 年度林野庁補助事業・地域材利活用倍増戦略プロジェクト事業（合法木材普及促進事業））（<https://www.goho-wood.jp/jigyoku/h26/doc/h26report2.pdf>）

² その他に大手外資系家具製造販売会社による独自の合法性確認システムを解説したレポートがある。World Resources Institute. 2013. Case Study: IKEA's response to the Lacey Act: due care systems for composite materials in China. (http://www.forestlegality.org/sites/default/files/IKEA_China.pdf)

³ NEPCon China Timber Risk Profile (<https://www.nepcon.org/sourcinghub/timber/timber-china>)

⁴ フェアウッド・パートナーズ「クリーンウッド法に対応する木材 DD のための実践情報（国別リスク情報・中国）」（http://www.fairwood.jp/consultation/howto_dd_world_cn01.html）

途上国を含む、違法伐採材の混入リスクが比較的高いとされる世界各国からの輸入材を加工して、日本を含む国際市場に再輸出して、世界最大の木材市場を形成している。

我が国は中国から合板や集成材などのボード類を中心に大量の木材を輸入しており、我が国の木材輸入額において中国は最大の輸入相手先国である。

2014年時点で、木材輸出額の半分程度が、デュー・ディリジェンスを義務化している欧米豪を輸出先としているため、森林認証制度の利用を含む様々な合法性確認の取組への議論が活発化している。

4.4.2 森林管理及び合法木材に関連する法令及びその運用

1) 関連法令及び必要書類等

(1) 合法的な伐採権

① 土地所有権

森林の種類

後述の土地所有権の適用や運営の方法は、段階的な法令改正により多層的に分類された森林の種類によって異なるため、その理解が基礎となる。

森林法第4条は、大枠として森林を、保安林（原語：防護林）、特殊用途林（自然保護林、母樹林、実験林、国防林、革命記念林など）、用材林、薪炭林、経済林の五種類に分類している。

更に国务院意見⁵により、これら五種類を生態公益林（保安林、特殊用途林が該当）と商品林（用材林、薪炭林、経済林が該当）に二別している。

うち、生態公益林については、天然林または人工林であるかを問わず、保全価値や用途により伐採許可の可否や条件が異なる。条件としては、科学調査や森林災害の管理、または生物多様性の保全や天然更新の促進のための間伐等であることを設定しており、伐採許可の発行は非常に限定的である。

一方で、商品林は更に天然林（天然用材林、薪炭林が該当）か人工林（人工用材林、経済林が該当）かにより、伐採許可条件が異なる。

天然林における伐採は、2017年末までに国有林・集団林を問わず全面的に禁止する予定となっている。ただし、薪炭林についても、その他用材としての利用は禁止しているが、生活自給用の薪炭採集のみ許可している。

人工林については、人工用材林、つまり植林の伐採と用材利用を関連法令の遵守を条件に許可しており、中国の国産材の主要な供給源である。経済林は、非木材林産物の産出のために植林された林地であり、収穫逡減により経済性が見込めなくなった場合にのみ、伐採と用材利用を許可している。

⁵ 中共中央国务院关于全面推进集体林权制度改革的意见
(http://www.gov.cn/gongbao/content/2008/content_1057276.htm)

表 4.4.1 伐採及び用材利用許可条件の枠組となる森林区分

国務院意見区分		森林法区分	伐採・用材利用の可否
生態公益林		保安林 特殊用途林	原則不可 (用途別事由に応じて間伐等を許可)
商品林	(天然)	用材林	原則不可 (2017年末から全面禁止)
		薪炭林	不可 (自給用薪炭利用のみ可)
	(人工)	用材林	可
		経済林	可 (非木材林産物の生産機能を終えた樹木のみ)

土地及び森林に係る権利制度

上述の森林法区分の枠組みの中で、中国における木材合法性を定義するに当たり、土地及び森林の所有制度は、憲法⁶や民法通則⁷、森林法⁸や土地管理法など⁹が規定している。

これらにおいて、土地または林地を所有する権利（土地または林地所有権）、土地または林地を使用する権利（土地または林地使用权）、そして土地または林地に依存する自然資源である森林・材木を所有する権利（材木所有権）の3種の権利を明確に区別している。

まず、土地所有権における国土一般の分類としては、全人民所有地（国有地）と労働大衆集団所有地（集団所有地（原語：集体所有地））が存在する。

うち、国有地については、国務院が土地所有権を行使し、県¹⁰級以上の地方行政機関が行政を執行する。国有土地使用権証明書を発行することで、機関や企業、または個人に土地使用権を請け負わせることが可能である。

一方で、集団所有地は、県級以上の行政機関が発行する土地所有権証明書に基づき、郷鎮の集団経済組織、あるいは郷鎮の下部に位置する住民自治単位である村等の集団経済組織または村民委員会が土地所有権を行使する。いずれもそれらの構成員や、他の機関、企業または個人に土地使用権の行使を請け負わせることが可能である。

⁶ 中华人民共和国宪法 (http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/node_505.htm)

⁷ 中华人民共和国民法通则 (http://www.npc.gov.cn/wxzl/wxzl/2000-12/06/content_4470.htm)

⁸ 中华人民共和国森林法 (<http://en.pkulaw.cn/display.aspx?cgid=20095&lib=law>) 及び中华人民共和国森林法实施条例 (<http://www.forestry.gov.cn/main/3950/content-459869.html>)

⁹ 中华人民共和国土地管理法 (<http://www.china.com.cn/chinese/law/647616.htm>) 及び中华人民共和国物权法 (<http://en.pkulaw.cn/display.aspx?cgid=89386&lib=law>)

¹⁰ 中国の行政体系は、基本的に中央政策の施行のため、上位から順に省級（省・自治区・直轄市）>地級（地級市・自治州・直轄市轄区）>県級（県・自治県・県級市・地級市轄区）>郷級（郷・民族郷・鎮）により構成されている。

行政区	基本	人口集中地区	上位自治体の直轄	少数民族地域	内モンゴル
省級	省	直轄市	特別行政区	自治区	内蒙古自治区
地級		副省級市・省都	副省級区	副省級自治州	
	地区	地級市		自治州	アイマク（盟）
県級	県	県級市	市轄区	自治県	旗、自治旗
郷級	郷	鎮	県轄区、街道	民族郷	ソム、民族ソム

したがって、林地も同様に国有森林と集団所有林が存在する。

国有林の林地使用权は、主に国有森林・工業グループや、国有林業局、国有林場等の経営管理機関により行使される。

その一方で、集団林の林地使用权は、主に郷村林場や農家、企業が請け負う。請け負われた林地使用权（林地請負経営権）は、相続、譲渡、抵当化、担保化、および株式化が可能である。

なお、請負の際に、県林業局等が、林地所有権に係る紛争が無いことを確認¹¹した上で、全国統一様式による林権証を発行¹²する。発行に当たり、契約書には契約者両者の名前と住所、対象となる森林の詳細、請負の開始日と終了日、契約金額、支払い方法が明記される必要がある。なお、一部地方行政区域は、法的に林地と分類されていない土地の森林についても、林権証の発行権限を有することがある。

林地使用权または林地請負経営権によって造林が可能になり、その成果として材木所有権を保持することができる。

表 4.4.2 森林に係る権利制度¹³

属性	権利名	権限	権利者
土地	林地所有権	占有、使用、収益、処分	国、集団
	林地使用权 (請負経営権)	占有、使用、収益	国、集団、私的主体
地上物	材木所有権	占有、使用、収益、処分	国、集団、私的主体
	材木使用权	占有、使用、収益	国、集団、私的主体

※材木使用权は独立した法定権利であるが、基本的に林地使用权・材木所有権に付随する。

以上のことから、全人民（国）または労働大衆集団は、林地を所有したうえ、それを利用および材木を所有することができるのに対して、それ以外の企業や個人等は林地を所有することができず、その請負利用及び材木の所有のみが可能である。

なお、事業者は全て、県級以上の工商行政管理局により商業登記証の発行を受ける必要がある¹⁴。その際に事業目的または範囲を定めて、毎年実施される監査時に事業内容がそれを逸脱していないことを証明する必要がある。

また、商業登記証の発行から 30 日以内に、税関総局（原語：国家税務局）の県級以上の所轄税務局より、税務登記証の発行を受ける必要がある¹⁵。税務登記証は、銀行口座の開設と付加価値税送り状（原語：發票）の購入に際して必要となる。

これら一連のプロセスを経て、両登記証の発行を受け、維持しない限りは、事業を操

11 中华人民共和国农村土地承包法 (<http://en.pkulaw.cn/display.aspx?cgid=41762&lib=law>)、中华人民共和国农村土地承包经营纠纷调解仲裁法 (<http://www.forestry.gov.cn/main/24/content-204668.html>)、及び林木林地权属争议处理办法 (<http://www.forestry.gov.cn/main/3951/content-204759.html>)

12 林木和林地权属登记管理办法 (<http://www.forestry.gov.cn/main/3951/content-204744.html>)

13 平野悠一郎（2013）「中国の集団林権制度改革の背景と方向性」、『林業経済』66(8), pp1-17, 林業経済学会より抜粋・編集

14 中华人民共和国公司法

(<http://wenku.baidu.com/link?url=rklYkWRxwQBLXhGrPRie6g73Ns0fxTfa8Ed6YpN3ujSiDO5pRXXKD3WAqNe3nHCTvkkx-V4rMQ95qpywjBanHwewDrrFSs67bAffZWpGPh17>)

15 税務登記管理办法 (http://www.gov.cn/gongbao/content/2004/content_62924.htm)

業することができない。

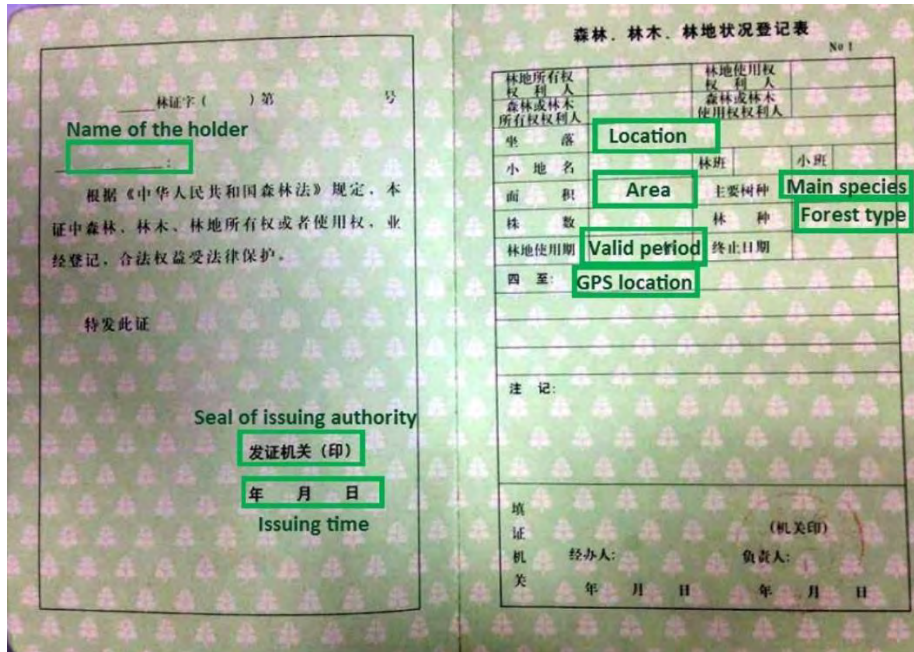
ただし、2015年10月1日以降に設立される法人については、商業登記証と税務登記証を組み合わせた営業許可証（原語：营业执照）が発行される。それ以前に設立された法人についても、2017年11月30日までに、旧式の登記証を全て組み合わせて、営業許可証に取り替えることになっている。

他方、鉱業等の林業以外の事業目的による林地の開発・占有は極力回避することが基本とされているが、必要な場合は中央または県級林業当局の許可を得なければならない¹⁶。申請の際に事業主は、商業登記証、事業許可関連書類、林権証、求償契約、実行性報告書等を提出しなければならない。これに応じて、林業当局は植生復元計画を策定するとともに、現場監査員を配属する。申請承諾の後、事業者による更新費（後述）の支払を経て、正式に林地使用監査同意書（原語：使用林地审核同意书）が発行される。

表 4.4.3 合法性確認に関連する書類例

名称	備考
林権証	林地および材木の所有権・使用権の保持者を確認 伐採許可証でも確認可（詳細は後述） 請負の場合に、林地使用権の転移事実の記載を確認
商業登記証	私企業の場合に確認
税務登記証	2017年12月1日以降は、全て営業許可証に統一
林地使用監査同意書 （使用林地审核同意书）	林地の非林業系土地利用転換を事由に発生した木材の場合に確認

¹⁶ 占用征用林地审核审批管理办法 (http://www.gov.cn/gongbao/content/2002/content_61894.htm)



別枠により囲んだ箇所は、左頁左上から順に、林権証保持者の名称、発行当局の印章、発行年月日、右頁左上から順に、場所、面積、主要樹種、森林の種類（後述）、使用期間、GPS位置情報

主な確認点：

- ・ 伐採時も有効か
- ・ 権利者の名称は、伐採許可証に記載のものと一致しているか
- ・ 権利者の名称は、発票に記載のものと一致しているか
- ・ 場所は、運輸許可証に記載の始点と一致しているか
- ・ 権利者の名称は、事業・商業登記証に記載のものと一致しているか
- ・ 樹種は、伐採許可証に記載のものと一致しているか
- ・ 該当する森林の種類において、伐採は許可され得るか
- ・ 発行当局は、県級以上か

図 4.4.1 林権証のイメージ



別枠により囲んだ箇所は、上から順に、題名（原語：营业执照）社会信用代码、法人の名称・住所、営業期間、発行当局の印章

主な注意点：

- ・ 法人の名称は正確か
- ・ 法人の名称は、伐採許可証および発票に記載のものとは一致しているか
- ・ 製品の種類は、取扱許可された範囲内として妥当か
- ・ 許可証は取引時でも有効か
- ・ 社会信用番号は、発票に記載のものとは一致しているか

図 4.4.2 営業許可証のイメージ

② コンセッション・ライセンス

林地使用権とそれに付随する材木の所有・使用権について、国有林は全て国家組織が保持しており、集団林は主に村民委員会や個人農家等が保持している。

森林コンセッションが、政府機関の所有する林地の地上物の使用権、つまり国有林の材木使用権を、非政府系の他者に許与するものであるという定義において、中国に該当制度は存在しない。

③ 森林管理・伐採計画

森林法および森林法実施条例は、各級の森林行政機関に全体計画の策定を義務付けている。また、明確な権利のもとに森林管理を実施しているあらゆる事業体に、全体計画に依拠した森林管理計画を策定すべきとしている。通常、森林管理計画は 10 年単位とし、用材林の場合は 5 年単位としている。同時に、木材生産計画も併せて策定すべきとしている。

該当する事業体を計画作成単位と定めて、以下の 3 種類に分類したうえで、異なる計

画作成過程を課す。

第1類：国有林業局、国有林場、国有林業経営会社を含む国有林経営機関等

第2類：200ha以上の集団林を管理する集団経営組織または民間企業等

第3類：その他の集団林を管理する集団林組織または民間企業等

計画作成過程として、第1類は、森林資源インベントリに基づいて両計画を作成したのち、該当級の林業当局による審査を経て、承認を得る。

第2類は、県または省級林業当局の指導の下に、簡易な森林管理計画を作成するとともに、5m³以上の伐採の場合に木材生産計画を作成する。

第3類は、第2類と同様であるが、県級林業当局と共同で作成する。

なお、国務院により5年毎に、成長量を超過しない範囲で年間木材収穫量が決定され、収穫量を割り当てる。この収穫量に基づき木材生産計画を策定する必要がある。

収穫量の策定過程として、第1類（国有林）の場合は、前述の両計画作成と同様に森林資源インベントリに基づいて割当量を算出して、国家林業局及び国務院に提出後、承認を得る。

第2・3類（集団林）の場合は、県級林業当局が割当量を算出して、省級で集計・調整後、国務院に提出して最終決定する。

ただし、第1類による森林管理計画の策定は義務であるが、その作成過程や履行実態の公的なモニタリングは実施されておらず、必ずしも厳格に法施行がなされているわけではない。中国林業科学院の調査によれば、結果として、第1類の多くは履行遵守しているものの、未だに部分的または全面的に要求を満たしていないケースが存在する。したがって、このような第1類事業者が生産した木材の場合は、違法性を帯び得る。

また、一方で第2・3類については、森林管理計画の策定が要求ではあるが義務ではないために、ほとんどの事業者は履行遵守しておらず、小規模事業者を中心に木材生産計画すら作成していないケースも多く存在する。とはいえ、あくまでも義務ではないため、このような第2・3類事業者が生産した木材は必ずしも違法性を帯びるわけではない。

したがって、特に第1類事業者については、両計画の有無や整合性、県単位の法施行実態を、地域の県級林業当局に確認することが求められ得る。なお、現在は中国当局もこれらの問題性を認識しており、解決のための制度改善が急務となっている。

表 4.4.4 合法性確認に関連する書類例

名称	備考
森林管理計画	第1類事業者は林業当局の承認が必要
木材生産計画	事業者を問わず林業当局の承認が必要 森林管理計画に含むことが可
年間収穫量割当許可	国務院の承認が必要

5.3 生态公益林培育管理	- 40 -
5.4 商品林培育管理	- 41 -
5.5 经济林培育管理	- 44 -
5.6 竹林培育	- 45 -
5.7 林下经济发展规划	- 45 -
5.8 种苗规划	- 46 -
第 6 章 森林采伐	- 47 -
6.1 采伐原则	- 47 -
Information of harvesting volume	- 47 -
6.3 年伐量的确定	- 48 -
6.4 伐区配置	- 52 -
6.5 毛竹采伐	- 53 -
第 7 章 非木质资源经营	- 54 -
7.1 经济林经营	- 54 -
7.2 林木良种培育	- 54 -
7.3 绿化苗木生产	- 54 -
7.4 林下经济开发	- 54 -
7.5 森林旅游资源开发	- 55 -
第 8 章 森林保护	- 56 -
8.1 生物多样性保护	- 56 -
8.2 森林防火防控	- 56 -
8.3 有害生物防控	- 57 -

Chapter 6 Forest Harvesting

第 6 章 森林采伐

6.1 采伐原则

(1) 森林资源消耗量小于年生长量，保证有质量的后备资源，使蓄积量平稳增长；根据森林功能定位和森林分类经营成果，分别主伐、更新采伐、抚育采伐等，结合森林经营方针与经营目标，系统分析，确定森林合理年伐量和木材生产量，有利于改善与调整森林结构，保持和维持森林生态系统的生产力和可持续发展能力。

(2) 遵循《十二五》期间年森林采伐限额制方案、《国家公益林管理暂行办法》、《广西壮族自治区森林资源规划设计技术规程》、《关于分解下达“十二五”期间年森林采伐限额和 2011 年木材采伐计划的通知》（造林造〔2011〕75 号）等文件与技术规程，开展森林采伐限额工作，制定年总限额的采伐规划、年度采伐规划以及森林更新计划。

6.2 采伐年龄与轮伐期 **Design of harvesting**

根据国家颁布的《森林采伐更新管理办法》、《广西壮族自治区森林资源规划设计技术规程》和《广西壮族自治区林木采伐更新规划设计技术规程》，根据林分经营类型的不同，确定各龄和采伐年龄和轮伐期。

表 6-1 经营类型的采伐年龄、轮伐期、采伐方式设计一览表

经营类型	采伐年龄	轮伐期	采伐方式	经营类型	采伐年龄	轮伐期	采伐方式
用材林	10-15	10-15	主伐	生态公益林	10-15	10-15	主伐
薪炭林	10-15	10-15	主伐	经济林	10-15	10-15	主伐
防护林	10-15	10-15	主伐	其他用途林	10-15	10-15	主伐
风景林	10-15	10-15	主伐	其他用途林	10-15	10-15	主伐
其他用途林	10-15	10-15	主伐	其他用途林	10-15	10-15	主伐
其他用途林	10-15	10-15	主伐	其他用途林	10-15	10-15	主伐
其他用途林	10-15	10-15	主伐	其他用途林	10-15	10-15	主伐
其他用途林	10-15	10-15	主伐	其他用途林	10-15	10-15	主伐
其他用途林	10-15	10-15	主伐	其他用途林	10-15	10-15	主伐
其他用途林	10-15	10-15	主伐	其他用途林	10-15	10-15	主伐

森林管理計画に木材生産計画を含み記載した例
 主な確認点：

- ・ 当局により承認されたものか
- ・ 伐採時に有効か
- ・ 許容伐採量は、明記されているか
- ・ 年間伐採量は、年間成長量よりも少ないか
- ・ 該当する森林の種類において、伐採は許可され得るか
- ・ 対象地域に自然保護区は含まれるか、また含まれる場合はどのような保護対策を計画しているか

図 4.4.3 森林管理計画のイメージ

④伐採許可

伐採施業を開始する前に伐採許可を取得する必要がある。伐採許可は、対象が集団林の場合は県級林業局へ申請する。その他の場合は、申請主体が属する等級が該当する県、省、または国家林業局の各級林業当局へ申請する。

取得申請の際に提出が必要な書類・条件は以下の通りである。

- ・伐採施業計画
- ・前年度の更新検収合格証（該当する場合）¹⁷
- ・更新費の支払（詳細は後述）
- ・林地所有権証明書または林権証（前述）

伐採施業計画は、割当許可された範囲内で収穫量を定めるとともに、伐区範囲や伐採樹種、伐採方法などを明記する必要がある。伐採許可を発行する当局は、施業後に計画通りの伐採と再生林が履行されたか否かを確認する権限を有する。

なお、人工用材林については、胸高直径が 10cm 未満の立木や竹林を伐採量の算出に含まない。また、実際の年間伐採量が年間割当量に満たない場合は、県級林業当局の承認と国家林業局の書面認定を条件として、余剰分を次年度に持ち越すことが可能である。

また、多くの省は、農家が家屋や農地周縁部で自家消費用に伐採する際に、伐採許可の取得義務を免除している。ただし、森林保護に重点を置く一部の省では、村民委員会による信任状や、更にはその信任状に加えて伐採許可の取得を要求する場合がある。

伐採許可証の有効期間は、通常 3 ヶ月から半年までであるため、それよりも長期にわたる同一の伐区での伐採施業の場合には、複数回許可証を取得する必要がある。ただし、伐採量が大きいと、有効期間も長く設定して発行される。

表 4.4.5 合法性確認に関連する書類例

名称	備考
森林伐採許可証 (原語：林木采伐许可证)	記載内容を後述の各種書類と照合確認

¹⁷ 森林采伐更新管理办法 (http://www.gov.cn/gongbao/content/2011/content_1860813.htm)